

東松山市現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東松山市建設工事請負契約約款第10条第2項の規定による工事現場への常駐義務の規定の適用を緩和する場合についての取扱いを定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 受注者は、東松山市又は埼玉県が発注した次の各号のいずれかに該当する工事においては、1人の現場代理人に複数の工事の現場代理人を兼任させることができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合（東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成28年3月30日決裁）第15条第1項第1号を適用する場合に限る。）は、この限りでない。

(1) 次のア及びイのいずれの条件も満たす工事

ア 東松山市内に本店又は契約締結権限を有する支店等を有するものが受注した工事

イ 当初の請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満の工事

(2) 東松山市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

2 1人の現場代理人に兼任させることができる工事の件数は、2件とする。ただし、前項第1号に規定する工事であって、市が発注した工事のみを兼任させるときは、3件以内とする。

3 次の各号のいずれかに該当する工事は、兼任する工事の件数に含まない。

(1) 工事完成通知を受理した工事

(2) 橋りょう工事、機械器具設置工事等工場製作過程が含まれる工事（その工事の主管課の長が認める期間に限る。）

(現場代理人の兼任手続)

第3条 受注者は、現場代理人の兼任を希望する場合は、現場代理人兼任届出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県発注工事に配置する現代理人と兼任する場合は、現場代理人兼任届出書に代えて、県に提出した兼務届の写しを工事の主管課の長に提出するものとする。

(受注者の義務)

第4条 前2条の規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

(兼任を認める工事の条件)

第5条 第2条及び第3条の規定により現場代理人を兼任させる工事は、次の各号のいずれの条件も満たさなければならない。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 現場代理人が必ずいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 必要に応じて、現場代理人の指示のもとに現場での連絡及び作業指示を行う者を配置するなど、安全管理のほか現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障を生じさせないこと。

(兼任した場合の取扱い)

第6条 工事の主管課の長は、兼任した工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、その兼任を継続することが適当でないとき、その工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の交替を求めるものとする。

(施工管理に関する取扱い)

第7条 受注者は、兼任したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日前に契約した2つの請負工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。